

(糖類を添加していない旨及びナトリウム塩を添加していない旨関係)

(加工-227) 糖アルコールを使用した場合、糖類無添加と表示できますか。

(答)

栄養成分に係る表示における糖類の定義は、単糖類又は二糖類であって糖アルコールでないものであるため、表示は可能です。

(加工-228) 食塩以外のナトリウム塩を技術的目的で添加する場合とはどのような場合ですか。

(答)

重曹等、呈味成分ではないものにナトリウム塩が含まれている場合です。

(加工-229) 「酵素分解その他何らかの方法により、当該食品の糖類含有量が原材料に含まれていた量を超えないこと」と規定していますが、ここで指している「“酵素分解その他何らかの方法”」について、具体例と併せて教えてください。

(答)

例として、酵素の添加によりデンプンを加水分解して糖類を産生させるなどの方法があります。

(加工-230) 糖類無添加について、食品本来の成分として糖類を含む場合であっても、糖類の代用として使用しなければ、糖類無添加表示はできますか。

(答)

可能です。

(加工-231) 「砂糖不使用」、「砂糖無添加」といった表示を行うことは可能ですか。また、そのような表示を行う場合、「シヨ糖」の量を表示する必要はありますか。

(答)

食品表示基準第7条の表の糖類を添加していない旨に関する基準を満たしていれば表示可能です。「シヨ糖」の量を表示する必要はありませんが、「糖類」の表示を行う必要があります。

なお、「シヨ糖」を任意で表示することは可能です。その際は、食品表示基準に定められていない成分ですので、食品表示基準別記様式2又は3と区別して記載してください。

(加工－232) ナトリウム塩を添加していない食品について、ナトリウム量を表示し、食塩相当量を括弧書きで表示する場合、必ず「食塩無添加」等の文言を表示しなければなりませんか。

(答)

第7条の規定に基づいてナトリウム塩を添加していない旨を表示できる要件を満たしている場合であれば、ナトリウム量を表示し、食塩相当量を括弧書きできるというものなので、ナトリウム塩を添加していない旨を必ずしも表示する必要はありません。

(加工－233) ナトリウム塩を添加していない食品について、「食塩相当量」で表示するかナトリウムを任意で表示するかにかかわらず、欄外に「食塩由来ではない」といった注意書きを記載することは可能ですか。

(答)

事実に基づいたものであれば可能です。

(加工－234) カリウム塩等、ナトリウム塩ではない添加物を使用した場合、ナトリウム塩を添加していない旨の表示ができますか。

(答)

表示は可能です。